

平成 29 年 9 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 29 年 9 月 25 日 (月曜日)

平成29年9月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年9月25日(月曜日) 午前2時00分～午後3時20分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第4号 非農地証明願いに係る証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 9 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は 12 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、6 番の溝田委員と 7 番の東山崎委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。  
議案第 4 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。  
受付番号 1 番については、取り下げ願いが提出されております。  
事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は当初 5 件でございましたが、1 件が取り下  
げとなっておりますので、本日の議案は 4 件ということになります。3 ページをお開き  
ください。議案第 4 号 受付番号 1 番ですが、9 月 20 日付けで取下げということにな  
ります。次に、議案書をもとに説明いたします。

(議案第 4 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： 7 番、東山崎です。

議長： 7 番、東山崎委員。

7 番： 9 月 20 日に委員の皆さんと現地調査を実施しましたが、代理人の業者のみが来てお  
られ、申請位置が確定できなかったところでした。そのため、再度、申請人の親類の方  
にお願いし、後日、現地調査を実施しました。申請地は、〇〇より約 1.1 km の所にあり、  
直径 10 cm から 50 cm ぐらいの雑木が生い茂った状況でした。調査の意見としましては、  
申請地は耕作放棄地になって 40～50 年経過し山林化しております。周辺も山林化して  
おり、農地への復旧は困難と考えられるため、非農地証明については妥当と考えます。

1 番： よろしいですか。

議長： 吉永委員。

1 番： 申請人と共に再調査をしたのですか。

7 番： ○○さんは来られなかったので、親類の○○さんをお願いしました。本人が申請せずにできるのですか。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局。

事務局： 本来であれば、吉永委員が申し上げられたとおり、申請人が現地に来られて説明をしていただくところですが、今回の申請については、代理人が立てられておりますので、現地調査、9月20日ですが、代理人の方が現地にお出ででしたが、現地を確認できないということがありましたので、代理人にもこのような申請をされる場合は、確実に現地を確認してから申請をお願いします。というように指導はしてあります。できれば申請人が来ていただいた方がよろしいのですが、遠方に居住されているとか諸事情によっては、代理人を立てられることもありますので、代理人の方にはしっかり現地を把握していただくよう指導していきます。

議 長： 吉永委員、よろしいですか。

1 番： はい。

8 番： (挙手)

議 長： 田淵委員、どうぞ。

8 番： 8番、田淵ですが、今、1番2番と済んだところですが、それぞれ代理人が同じですが、1番を取り下げた理由は何ですか。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局。

事務局： 資料の4ページをお開きください。非農地証明願いを出された鑑ですが、これらについては、発言以外に出ておりましたが、太陽光発電施設ではなく小風力発電施設を建設するためのものです。これが、受付番号4番までです。ただ、受付番号1番については、国立公園内に入っているということがあり、業者の方から今のところ設置許可が下りないということもあり、今回の取り下げとなったところであります。

議 長： よろしいですか。

8 番： はい。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号 受付番号2番については、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 4 号受付番号 2 番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 4 号 受付番号 3 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 9 ページをお開きください。

(議案第 9 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： 7 番、東山崎です。

議 長： 7 番、東山崎委員。

7 番： 先ほどの受付番号 2 番と場所は同じです。申請地は〇〇より約 1.0 kmの所にあり、直径 10 cmから 50 cmぐらいの雑木が生い茂った状況でした。6,000 m<sup>2</sup>程度の面積がありますが、全体的に雑木林となっている状況でした。調査の意見としましては、申請地は耕作放棄地になって 40～50 年経過し雑木化し、周辺も山林化しており農地への復旧は困難と考えられるため、非農地証明については妥当と考えます。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局。

事務局： 本日お配りした別冊の 2 ページが周辺を含めた航空写真です。3 ページが現地周辺の状況写真です。

1 番： はい。

議 長： 1 番、吉永委員。

1 番： この申請人は、数年前に亡くなっていると思いますが、亡くなってもこの方で受け付けるのか。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局。

事務局： 受付をする際に、確認をしておりませんでした。今後このようなことがないように気をつけさせていただきます。なお、今回の申請については、申請人の訂正をお願いさせていただきます。

議 長： 他にございませんか。

議 長： ご意見ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号 受付番号3番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号 受付番号3番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第4号 受付番号4番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12ページをお開きください。

(議案第4号 受付番号4番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： 12番、横原です。

議 長： 12番、横原委員。

12番： 9月20日、事務局、会長、吉永委員、根占地区から富田委員、北之口委員、吉田推進委員と現地調査を行いました。〇〇の〇〇番は〇〇から車で5分ほど走りました〇〇沿いにあります。現在、耕作はされておらず、また、谷沿いは40年以上、手つかずの雑木林が茂り山林化していた。4ページの航空写真を見ていただければ、長く伸びた緑が濃くなっているところが山林化された部分でした。しかし、一部、畑に関しては30年程前に畜産基地事業で草地造成され、最近まで耕作されており、カヤ等が茂っているものの復元可能な状態であった。調査の意見としまして、山林化した部分と草地造成された部分を分筆し、山林化した部分だけを非農地扱いにした方が望ましいと思われまます。皆さんの審議をお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： 吉田推進委員、何かございませんか。

推進委員： はい。

議長： 現地を調査した結果が横原委員から報告がありましたが、分筆の場所はここです。(図示する。)写真で、畑地になっていたように見える部分です。(図示しながら)こちらの方は、すでに山林化しているところです。畑地部分を残して分筆しなければ、造成したところなので非農地には難しいので、その方が良いのではないかという方向で審議をするということです。現状のままで残すのか、あるいは条件付きといいますか、いま私の方からご説明したように分筆した中で、非農地部分と畑として残す部分とするのか、どちらがよろしいでしょうか。

2 番： よろしいでしょうか。

議長： 2番、富田委員。どうぞ。

2 番： 現地を見に行きましたが、カヤがあるだけですぐに畑に復旧できるような気がします。ですから、現地でも意見が出ましたように分筆してほしいと、そうしないと、また、別な場所が出てきたときにどうするか、ということが農業委員会にとわれていきますので、ある程度は厳しく、ここだけ分筆して下さいと、そうしないと許可は出ないというぐらいのことはしなければならぬと思います。

9 番： はい。9番、松山です。

議長： 松山委員、どうぞ。

9 番： これが分筆できたとしても、その後、誰かが耕作されるという責任的なものはどうですか。

2 番： 本人次第では。

9 番： 本人は、こちらにいらっしゃらないので、誰かに作ってもらおうとか。

2 番： 実は何年前に調査をして2回目です。その時にはソルゴーが植えられておりました。ここで何をやるのだろうか、その時は思っていました。ですから、先日も調査に行ったときに分筆をしなければということが出て、また、別な畜産団地でもこのような所がたくさんあるそうです。そこが出てきたときにどうするか。ここを非農地として認めておけば、何故、ここを認めないのかということが出てきた場合、農業委員会としても困るのではないかとということで、ある程度は残さなければ、この次に出てきたときにどうなるのだろうかと話したところです。ここは2回目です。

議長： 今、富田委員から意見がありましたように、佐多町時代に等高線上に開発したところに、何箇所かあるようです。ですから、そこも遊休農地化はしておりますが、補助金を投入して開発した場所に、非農地とはならないです。そのようなことで、畑として利用できる部分を開発しております。一方の方は、傾斜地となっており開発は無理だったのだろうかというところになっており、雑木が生い茂っております。

2 番： 出てきたものを全て認めていくということは避けていかなければならないと思います。

9 番： ただ、分筆しても、将来ここも雑木林になっていく可能性がありますよね。

2 番： それはありますが、農業委員会としては、ある程度厳しく、優良農地は残していくという考えでいなければと思います。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員。

1 2 番： 松山委員の言われることも、最もだと思いますが、この航空写真に写っていないところも、同じ条件で非農地証明をお願いしますとのことで、出されているわけです。今回のここを認めてしまえば、この辺りはほとんど非農地が発生するような状況です。せめて事業で開いたところは残すべきではないかと思います。

9 番： 分かりました。

議 長： 条件付きの証明を出す際に、本人にも理解していただき、その中で、我々があっせんなり、耕作者を探すなりするのが、我々の仕事でもあります。そのようなこと考えていただければと思います。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。それでは、このまま全面積を非農地とするのか条件付き、畑地部分を残して非農地とするのかを問いたいと思います。全農地を非農地にすることに賛成の方。

(挙手なし。)

分筆して非農地とすることに賛成の方。

(全員挙手。)

審議の中で、条件を付しての方が多数でした。よって、議案第4号 受付番号4番については、農地と山林部分をそれぞれ分筆することを条件に付することとします。

議 長： 次に、議案第4号 受付番号5番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 15 ページをお開きください。

(議案第4号 受付番号5番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1 番、吉永です。



議長： 吉永委員、どうぞ。

- 1 番： 9月20日に事務局以下5名で現地を調査いたしました。現地は〇〇集落の公民館から東に100mぐらい行ったところにあります。元々1枚の畑に住宅を新築するというので、その時に住宅と畑を分筆した残りだそうです。分筆した畑の部分は傾斜地で、石が多く畑として耕作は出来ない状態でした。見てみますと、果樹木が数本で、上の山から湧水が流れてきて何も作れないとのこと、石も多く周辺の状況から問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

推進委員： (挙手)

議長： はい、瀬戸山推進委員。

推進委員： 現地を見ましたが、畑にできるような状態ではありませんでした。

議長： ありがとうございます。

他にご意見等ございませんか。

- 8 番： はい。

議長： 8番、田淵委員、どうぞ。

- 8 番： これは申請人が〇〇市ですが、今この住宅は誰か住んでいるのでしょうか。

- 1 番： はい。

議長： 吉永委員。

- 1 番： 〇〇さんは元〇〇でした。現在、体調を崩され娘さんの所に行かれています。帰っては来られないと思います。この住宅は親戚の方が住む予定です。

議長： 他にございませんか。

議長： ご意見ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号 受付番号5番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 4 号 受付番号 5 番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 5 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 18 ページの議案第 5 号の議案書をご覧ください。  
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 5 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

10 番： はい。

議 長： 10 番、徳留委員、どうぞ。

10 番： 私の担当区に関係があるのが 8 番と 9 番ですが、設定を受ける者が地域振興公社となっておりますが、当然、耕作者がおられると思えます。その耕作者の名前までは載せられないのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 耕作者はいらっしゃると思いますが、借りられる方はあくまで、公社ということになっております。公社が第三者に貸付けるということなので、ここに記載される者は公社ということになります。

10 番： 聞けばだれが耕作することは教えてくれるのか。

事務局： それは、お教えすることはできます。

10 番： 分かりました。

事務局： 本日、資料を持参しておりませんので、次会からは、誰が耕作することを明示させていただければと思えます。

議 長： 我々もその方が良いのではと思えます。これは施設園芸ですから、大体は分かりませんが、その他は分かりづらい部分もありますから。そのようなことでよろしいですか。

10番： はい。

議長： 他にございませんか。

8番： はい。

議長： 田淵委員、どうぞ。

8番： 8番、田淵ですが、この振興公社が借りている分については、集落内でしているのではなく、2筆以上の別々にされているのでしょ。同じ地域でされているのではく。

事務局： はい。

議長： 事務局、どうぞ。

事務局： この利用権については、それぞれでございます。地域集積金とは別です。

8番： 10aあたり〇〇円もあれば無償もありますが、もしかしたら借りる方が親戚かもしれないだろうし、そのようなこともあるのではないですか。

事務局： おっしゃるとおり親戚ということもありますし、金額についても公社が入らずに、今のままを引き継ぐということに来ておりますので、一概に金額を定めるというのは難しいと思われまます。田淵委員がおっしゃったように、親戚から借りられる場合は無償ということもあります。

1番： 賃借料は個人ですか。

事務局： 公社が間に入り、公社が借り手から引き落としをして、公社が所有者に支払うということなんです。

議長： よろしいですか。  
他にございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第5号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を  
送付いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、農業委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

5番： 農地中間管理機構について

事務局： 農地バンク制度について

推進委員： ①農地の見回りについて  
②有害鳥獣対策について

事務局： ①行事予定について

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成29年9月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員